

## 議会改革検討会議に係る報告書

当会議は、議会改革に係る検討項目について、協議を行った結果、別紙のとおり、結論を得たので、報告する。

平成23年9月21日

神奈川県議会議長  
持田文男 殿

議会改革検討会議  
座長 国吉一夫

## I 本会議における採決態度の公表

### 1 内容

#### (1) 公表方法

##### ア 公表の対象

知事提案議案及び議員提案議案とする。ただし、意見書及び請願は除く。

##### イ 公表する単位

会派単位とする。なお、欠席者、退席者等については、「欠席者等」としてその数を注記する。

##### ウ 公表媒体

県議会のホームページに掲載する。なお、「議会かながわ」にも掲載するが、限られた紙面量を考慮し、掲載方法は工夫する。

#### (2) 実施時期

第3回定例会での議案から対象にし、採決の後、速やかに掲載するものとする。

### 2 議論の概要

表題に対する賛成・反対が表示されただけでは、賛否の理由が分かりにくいものがある。例えば、請願について、その内容は理解できるが、予算措置が困難と想定されることから反対した場合などには、その理由が明示されないことから、県民からの理解が得られない場合がある。

公表単位を議員個人とするのは、時期尚早である。会派単位とした場合には、欠席者等の表記に工夫が必要である。

## Ⅱ 議案書等のインターネットによる公表

### 1 内容

#### (1) 提出議案

##### ア ホームページで公開対象とする資料

条例、予算、人事案件その他提出議案については、個人情報を除きPDFファイルで公開する。

##### イ 公開を開始する時期

本会議での提案説明後、遅滞なく公開する。

#### (2) 常任委員会資料、常任委員会報告資料、特別委員会資料

##### ア ホームページで公開対象とする資料

資料本体については、個人情報を除きPDFファイルで公開する。

ただし、別冊の参考資料等は、他の機会に公表される場合が多いこと、分量が膨大なことから公開の対象としない。

##### イ 公開を開始する時期

委員会説明後、遅滞なく公開する。

#### (3) 請願・陳情

請願については、採決態度の公表と同様に、公開の対象としない。また、陳情は、採決の対象ではないので公開の対象としない。

#### (4) 調整を要する点

人事案件は、「神奈川県個人情報保護条例」に規定する「個人情報」に該当するので、公開する場合には、「神奈川県情報公開・個人情報保護審査会」の審議を経る必要がある。

また、工事請負契約の相手方は、氏名のほとんどが「個人情報」に該当しないと想定されるが、「個人情報」に該当し

ないことについて、どのように確認するのかなどの点について、調整を行う必要がある。

## 2 議論の概要

個人情報保護することは必要である。

人事案件、工事契約の相手方以外に個人情報に該当するのは、訴訟案件などである。

常任委員会では個人情報が入った資料を傍聴者に貸与しているにもかかわらず、インターネットで公開する場合には、除外しなければならない理由は、紙ベースで公表していても、オンライン結合で公開する場合には、非公開としなければならないという個人情報保護条例での取扱いに基づくものである。